

KCCNの昨年度の成果と今年度の方針
(2025年5月27日総会報告)

第1 昨年度の成果

1 差止請求活動について

健康食品のお試し価格表示に関し、2022年7月4日に提起した株式会社CRAVE ARKSに対するお試し価格表示差止請求訴訟について2023年9月7日控訴を提起し係争中でしたが、2024年6月4日に和解が成立しました。控訴審において、同社が管理するウェブサイトについて、消費者に誤認を生じさせる表示は改めることを約することとなりました。

また、「差止請求にかかる情報分析等の検討グループ」において、学校法人京都仏眼教育学園へ入学辞退者に対して入学金を返還しないとする条項について検討を行い、その差止を求める差止請求書を送付しました。

「鍵レスキュー商法検討グループ」においては、株式会社日本キーサービスへ鍵あけ、鍵交換、鍵取り付けに関する工事請負契約の際、解約を妨げる条項や勧誘方法、ウェブサイト上の最低料金のみ提示し消費者に誤認を与える表示の差止を求める差止請求書を送付しました。

2 各種消費者問題に関する社会制度の改善に向けた活動

詐欺的な定期購入商法の根絶に向けた徹底的対応を求める意見書など消費者問題に関する意見を発出しました。

3 情報提供事業

法律雑誌での論考掲載のほか、ホームページ等での情報提供を行いました。

4 講演会・講座等の開催

(1) 総会記念講演の開催をしました。

(2) 京都府、コンシューマーズ京都、消費者支援機構関西、京都生活協同組合、京都府生活協同組合連合会の共催、京都市の後援のもと、京都消費者問題セミナーを開催しました。

(3) オンラインで例会を3回開催し、最近の消費者問題事例について学習しました。

5 他の消費者団体・関係機関との連携

令和6年度適格消費者団体連絡協議会に参加しました。

第2 今年度の方針

- 1 消費者契約法・景品表示法・特定商取引法についての差止請求活動について一層積極的に取り組みます。
- 2 消費者裁判手続特例法による新制度の運用状況を検討するとともに、先行する他団体と協力することで、事務局及び弁護士が新制度の経験を積みまます。また、特定適格消費者団体の認定に必要な条件の確保についても、検討していきます。
- 3 会員、消費者に向けた消費者問題に関する情報の発信を進めます。
主に会員を対象とした例会、一般消費者向けのシンポジウムなどを開催します。
- 4 地域の消費者団体、消費者や地方公共団体とのつながりの強化につとめ、共によりよい消費者市民社会の構築に努力します。